

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるので地方税法第20条の2の規定により公示します。

この書類は、当役場において保管してありますから送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年7月8日

稲美町長 中山 哲 郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名 (法人にあつては名称)
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	井上 高輔
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	大山 真司
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	岡田 眞治
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	北島 熊夫
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	北村 作次郎
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	合同会社ケイプロジェクト
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	財前 浩則
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	瀬山 和弘
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	CHEN JUANHUA
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	中筋 百合子
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	松本 智子
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	八木 大輔

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があつたものとみなされます。